

福島県中小企業等株式上場支援補助事業実施要領

「福島県中小企業等株式上場支援補助事業」（以下、「補助事業」という。）については、福島県中小企業等株式上場支援補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

（補助対象者の要件）

第1条 交付要綱第3条第一号に規定する「県内に本店又は本社を置く者」の確認方法としては、履歴事項全部証明書に記載された内容、納税地及び交付申請者の書類等により判断するものとする。

（交付申請）

- 第2条 交付要綱第7条に規定する「福島県中小企業等株式上場支援補助金交付申請書」（第1号様式）及び第7条各号の書類（以下、「申請書」という。）を福島県知事に提出する。
- 2 申請書の提出先は福島県商工労働部商工総務課（郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16）とする。
 - 3 申請書の提出部数は2部（正本1部、副本1部）とする。

（交付決定）

- 第3条 交付要綱第8条に規定する審査については、県が設置した「福島県中小企業等株式上場支援補助事業審査委員会」において書面審査及びプレゼンテーション又はプレゼンテーションの実施が困難な場合にはこれに代わる説明資料による審査を行い、補助金交付の可否及び交付すべき補助金の額を決定する。
- 2 審査においては、以下の点を総合的に判断するものとする。
 - 一 県として支援することが適切か
 - 二 上場に向けた支援を確実に行える監査法人、公認会計士、証券会社、株式事務代行機関、IRコンサルティング会社又はコンサルティング会社等と連携しているか
 - 三 上場に向けた準備は適切か
 - 四 上場しようとする市場は適切か

（補助金の額の確定）

第4条 交付要綱第13条に規定する補助金の額は、交付決定日から令和4年3月31日までの期間に行われた補助対象事業であって、補助対象経費として認められるか、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、確定するものとする。

(補助対象事業)

第6条 補助対象者は、補助の対象となる事業を契約締結する場合においては、原則として競争入札の実施又は複数者から見積書を徴取し、最低価格提示者と契約を行うこと。ただし、競争入札等が著しく困難又は不適當である場合はこの限りではない。

2 契約の相手方は企業の外部機関であることとし、補助対象者との間で業務内容を明示した契約を締結すること。

附 則

この要領は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月24日から施行する。